

平成二十六年十月三十一日受領
答 弁 第 三 七 号

内閣衆質一八七第三七号

平成二十六年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員林宙紀君提出東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性廃棄物等を保管する中間貯蔵施設及び同施設に貯蔵される廃棄物等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林宙紀君提出東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性廃棄物等を保管する中間貯蔵施設及び同施設に貯蔵される廃棄物等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が最も深刻な福島県においては、住民が既に過重な負担を負っていること等を踏まえ、総合的に判断した結果、「福島復興再生基本方針」（平成二十四年七月十三日閣議決定）等において、中間貯蔵施設に貯蔵する除去土壌等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「特措法」という。）第三十条第一項に規定する除去土壌等をいう。以下同じ。）について、「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」としたものである。

二について

御指摘の「現在の内閣の閣僚が明確に責任を負う仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではない

が、中間貯蔵施設に貯蔵する除去土壌等については、国が責任をもって、最終処分場の確保を行うことと
している。

三について

中間貯蔵施設に貯蔵する廃棄物の最終処分については、中間貯蔵開始後三十年以内に全量を福島県外で
行う方針である。なお、中間貯蔵施設に貯蔵する土壌等の再生利用については、並行して国民の理解を得
ながら、検討を進めていく方針である。

四について

中間貯蔵施設で貯蔵する廃棄物については、福島復興再生基本方針等において、「中間貯蔵開始後三十
年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」としているところであり、御指摘
の場合については、福島県外で最終処分を行うべきものであると考えている。

五について

お尋ねは、議員立法の内容に関する事項であり、立法趣旨の詳細は必ずしも明らかではないが、政府と
しては、廃棄物と土壌については、それぞれ主として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年

法律第三百三十七号) 及び土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) の定めるところにより、別々の法制度の下で取り扱われていることから、特措法第一条に規定する事故由来放射性物質に汚染されている廃棄物と除去土壤についても、特措法において条項を分けて規定しているものと理解している。

六について

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針」 (平成二十三年十一月十一日閣議決定) においては、福島県以外の都道府県については、除去土壤の処理は、当該除去土壤が生じた都道府県内において行うものとされているが、当該除去土壤の処分場所については、特措法第三十五条第一項に定める除染実施者が判断することとなる。